

職場体験会協力施設 募集要領

- 1 職場体験会協力施設（以下「体験会協力施設」という。）募集の趣旨
職場体験会とはプラチナ世代の看護職員が、退職前から多様な職場における看護業務を体験することで定年後の看護職の就業継続促進を図ることを目的とする。
- 2 体験会協力施設の要件
体験会協力施設は、以下の要件を満たしているものを登録する。
 - （1）当該施設において50代以上の看護師が勤務している。
 - （2）当該施設の運営を3年以上行っている。
 - （3）直近3年間に外部監査からの指導や改善命令が入っていない。
尚、改善報告を行った場合は要件を満たしたものとする。
- 3 体験会協力施設の役割
職場体験会実施の概ね2か月前までに、東京都ナースプラザから「体験会実施施設」（以下「実施施設」という）として依頼を受け、看護業務の体験会を実施する。
 - （1）体験会対象者
プラチナナースセミナーに参加し、都内病院施設などに就業中の看護職
 - （2）体験会実施時期、期間及び受け入れ人数等
 - ・年4回（7月・9月・12月・2月）各回6施設実施する。
 - ・体験会は1回あたり半日程度の実施内容とする。
 - ・各回、約1週間程度の期間に、原則体験者3名を受け入れる。
 - ・東京都ナースプラザから派遣する「東京都看護師等就業協力員」（本部協力員）と連携して体験者の受け入れを実施する。
- 4 応募方法
 - （1）応募書類
 - ア 様式1「職場体験会協力施設 応募票」
 - （2）応募期間及び書類提出先
応募期間：令和3年5月14日（金）から令和3年11月30日（火）まで
所定の書類を下記提出先へFAXまたはメールにより提出する。

【提出先】 東京都ナースプラザ プラチナナース支援係宛
E-mail platina@np-tokyo.jp
電話：03-6304-2940 FAX：03-5309-2064
 - （3）登録方法
応募施設を審査の上「職場体験会協力施設」として、登録証を発行する。
 - （4）「職場体験会実施施設」決定通知
東京都ナースプラザが、体験会協力施設の中から実施施設を選定し、職場体験会実施2か月前までに依頼する。

5 応募後の流れ

- (1) 「職場体験会協力施設」として登録決定を通知する。
- (2) 各体験会実施概ね2か月前までに「職場体験会実施施設」を決定し体験会の実施を依頼する。
- (3) 「実施施設」と東京都ナースプラザとの間で体験会実施の委託契約を結ぶ。
- (4) 「実施施設」は東京都ナースプラザに、体験会実施の概ね1か月前までに必要書類を提出する。
- (5) 「職場体験会」を実施する。
- (6) 「実施施設」は、体験会終了後、概ね1か月以内に実施後書類を提出する。
- (7) 「実施施設」は東京都ナースプラザより職場体験会経費を受領する。

6 問合せ先

○プラチナナース就業継続支援事業全般に関すること

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課（看護担当）

電話 03-5320-4447

○職場体験会及び体験会協力施設募集に係る書類の提出に関すること

公益社団法人東京都看護協会 東京都ナースプラザ プラチナナース支援係

電話 03-6304-2940

FAX 03-5309-2064

E-mail platina@np-tokyo.jp